

第4期 静岡県地域福祉支援計画 中間見直しの検討資料

資料 4

現行計画(第4期:R3~R8)		
大柱	基本方向(中柱)	個別施策の方向(小柱)
I 共生の意識づくり	1 「地域共生」の意識の醸成	企業、団体、学校等との連携による地域共生の意識の醸成
		「子育ては尊い仕事」の理念の浸透
		ふじのくに型人生区分の普及・啓発
		<拡充> 人権を尊重し認め合う共生の意識の浸透
	2 家庭や地域における多様な世代に対する福祉教育の推進	地域における福祉教育の推進
		家庭教育の支援の促進
		豊かな人間性を育む食育の推進
		<新規> 幼少期からの福祉体験の推進
	3 学校における福祉教育の推進	家庭教育支援や福祉教育を推進する人材の育成
		教育機関における福祉教育・学習の推進
共生・共育のこころの学び		
学校と地域やNPO等との連携・協働の充実		

計画策定後の事情変化(制度改正、新たな課題等)
<p><b>○地域共生の意識の更なる醸成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様化、複合化した生活課題の増加</li> <li>・市町の包括的支援体制構築にあたって意識醸成は課題の一つ</li> </ul>

中間見直しにあたっての追加・修正事項
○住民に対する地域共生の更なる普及啓発

II 共生の地域づくり	1 住民の地域活動への参加・交流の促進	市町地域福祉計画の推進支援
		住民主体の支え合いによる地域活動の推進
		地域における相談・見守り体制の充実
		<拡充> 多様な人・世代が集う居場所づくりと住民参加の促進
		在住外国人と共生する豊かな地域づくり
		コミュニティづくりの支援
		地域のネットワークづくりの促進
		健康、福祉、地域活動に関する情報提供の充実
	2 多様な主体による双方向型の地域活動の推進	県・市町社会福祉協議会の活動の充実
		民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり
		ボランティア・NPO等による地域活動の推進
		企業等による地域貢献活動の推進と連携強化
		<新規> 社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進
		<新規> 寄附や共同募金等への理解と取組の促進
	3 ユニバーサルデザインと福祉のまちづくりの推進	多分野連携・協働による地域活動団体への取組の支援
		福祉のまちづくり条例の普及啓発
		誰もが暮らしやすいまちづくりの推進
		安心して利用できる製品やサービス・情報の提供
	4 <新規> 新しい生活様式を踏まえた防災・防犯の地域づくりの推進	お互いを尊重し、共生する社会づくり
		<拡充> 地域防災活動の推進
<拡充> 災害時要配慮者への支援体制の強化		
<新規> 地域防災に係る情報提供の推進		
災害時の広域支援ネットワークの構築		
<新規> 被災後の生活再建への支援		
<新規> 災害ボランティア活動の促進		
安全・安心のまちづくりの推進		

<p><b>○国の孤独・孤立の重点計画(R4.12改訂):人と人とのつながりを実感できる地域づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な居場所づくり、居場所の見える化、市民の自主的な活動なボランティア活動の推進</li> <li>・コロナ禍で通いの場、居場所の休止、住民同士の関係性の希薄化</li> </ul>
<p><b>○社会福祉協議会の業務増</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談への対応、生活困窮対策、生活福祉資金貸付 等</li> </ul>
<p><b>○民生委員・児童委員の負担軽減</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R4一斉改選時の欠員172</li> <li>・相談・援助以外の活動の増加</li> <li>・働きながら活動する委員の増加</li> </ul>
<p><b>○激甚化、頻発化する自然災害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県東部 大雨災害(R3.7)、令和4年台風第15号(R4.9)の発生</li> </ul>

○「新たな日常」と新たな地域のつながりづくり
○民生委員・児童委員の活動しやすい環境整備
○地域の防災・防犯対策の強化

現行計画(第4期:R3~R8)			
大柱	基本方向(中柱)	個別施策の方向(小柱)	
Ⅲ 福祉の 基盤づくり	1 ＜新規＞ 包括的な支援体制 構築の推進	<新規>	分野横断的な包括的相談支援体制構築の支援
		<拡充>	生活・就労・居住支援等の社会参加への支援
			各福祉分野の包括的な支援施策の推進
			ふじのくに型福祉サービス等の推進
		<新規>	難病患者等の広域的な支援が必要な人への取組の推進
			福祉・保健・医療サービスの一体的な提供の支援
	2 希望や自立につなぐ セーフティネットの整備		生活援護を必要とする人への支援の充実
			生活困窮者の自立支援対策の充実
			子どもの貧困対策の推進
			自殺総合対策の推進
		<新規>	社会的孤立の防止
	3 ＜新規＞ 権利擁護の推進	<拡充>	成年後見制度の利用促進
			日常生活自立支援事業の促進
		<新規>	児童、高齢者、障害児者の虐待やDV被害防止対策の推進
		<新規>	消費者被害等の防止に向けた取組の推進【新規】
	4 福祉サービスを担う 人材の養成・確保		福祉・介護人材の確保と定着支援
			福祉・介護人材養成の推進
		<新規>	外国人介護人材の確保
			県社会福祉人材センターの機能強化
	5 福祉サービスの適切 な利用の推進と質の 一層の向上		苦情解決体制の整備促進
		福祉サービス第三者評価等の推進	
		社会福祉事業の健全な運営の確保を図るための指導監査等の実施	
<新規>		福祉サービスの情報の公表	

計画策定後の事情変化(新たな課題等)
<p><b>○市町における包括的支援体制の状況</b> ・重層的支援体制整備事業の実施は函南町のみ(R4) <b>○国の孤独・孤立 重点計画(R4.12改訂):官・民・NPO等の連携の強化</b> ・取組の裾野の拡大、民の主体の多元化 <b>○ヤングケアラーの社会問題化</b> ・小(4年以上)中高校生の4.6%が該当(県調査R3)</p>
<p><b>○コロナ禍における生活困窮者の増加等</b> ・コロナ禍で生活困窮に係る相談の増加、多様化 ・一般就労が困難な働きづらさを抱えている生活困窮者の顕在化 ・自殺者は若年層(40歳未満)、女性の割合が増加 <b>○孤独・孤立対策の更なる推進・強化</b> 〔国は重点計画を改定(R4.12) 支援の声をあげやすい社会、相談支援、見守り・交流の場の確保、NPO等への支援、官・民・NPO等の連携の強化〕</p>
<p><b>○成年後見制度の状況</b> ・後見人の担い手不足 ・市民後見人の受任件数が少ない。 ・市町による権利擁護支援の取組の差</p>
<p><b>○コロナ禍で一層厳しくなる福祉・介護人材の確保</b></p>

中間見直しにあたっての追加・修正事項
<p>○市町における包括的支援体制構築に対する支援の強化</p> <p>○NPOと連携した要配慮者に対する支援体制の構築</p> <p>○ヤングケアラーに対する支援の強化</p>
<p>○生活困窮者への相談支援体制の充実</p> <p>○企業開拓やマッチング・定着支援の強化</p> <p>○自殺対策の推進 (第3次のち支えるふじのくに自殺総合対策行動計画(R5~R9)との整合性の確保)</p>
<p>○成年後見制度の利用促進のための環境整備</p> <p>○市町における権利擁護機能の充実</p>
<p>○質の高い介護サービスの安定的な提供</p> <p>○福祉・介護現場における働きやすい環境整備</p>